

農地改良等の取扱いが変わります

届出要件・必要性の審査を厳格化します

平成24年12月
埼玉県春日部農林振興センター
八潮市農業委員会

農地改良とは農地の保全若しくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為を指します。単なる残土の処分を目的とした行為は農地改良ではありません。

県ではこのたび、周辺地域と調和のとれた適正な農地改良が実施されるよう、「農地改良等の取扱いに関する要綱」の一層適切な運用を図ることを目的として改正を行います。

主な改正内容

届出要件の
厳格化

届出の要件に「地区全体の営農環境に支障を及ぼさないこと」を新たに追加しました。

必要性の
厳格化

審査留意事項に「申請者の所有する農地には、違反がないこと。また、原則として不耕作地がないこと」を追加しました。

許可後の現地
調査実施

工事着工後、許可内容どおりに工事が行われているか必要に応じて現地確認を行います。

このほか、添付書類「現況平面図・縦横断面図」の追加などがあります。詳細は下記問い合わせ先までご連絡ください。

施行日

平成25年1月15日

(この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例によります。)

問い合わせ先

埼玉県春日部農林振興センター農地担当
TEL 048-737-2134

八潮市農業委員会
TEL 048-996-2111
内線286